ふっ素樹脂塗膜処理を施したもの	ふっ素樹脂塗膜加工
焼付け塗装を施したもの	焼付け塗装
ほうろう引きのもの	ほうろう

（二）　材料の種類の表示に際しては、本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その種類が次の表の上欄に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示することとし、当該用語の次に括弧書きで湯沸かしの底の中央部において測定した材料の厚さをミリメートル単位で小数点第一位まで付記すること。ただし、湯沸かしの底の中央部が湯沸かしの底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されると考えられる位置とその測定値を表示することもできる。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、銅製のものにあってはプラス・マイナス二十パーセント以内、ステンレス鋼製のものにあってはプラス・マイナス十パーセント以内、銅製のもの及びステンレス鋼製のもの以外のものにあってはプラス・マイナス十五パーセント以内とすること。なお、二種類以上の材料を使用している場合（合わせ板を含む。）には、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合の許容範囲はプラス・マイナス二十パーセント以内とする。また、直接火に当たる部分に本体と異なる種類の材料をはり合わせたもの又はめっきを施したものについてはそれぞれ「はり底」又は「めっき底」の用語を付記するものとする。

材料の種類		材料の種類を示す用語
アルミニウム又はアルミニウム合金	アルミニウムの成分が九十九パーセント以上のもの	アルミニウム
	その他のもの	アルミニウム合金
ステンレス鋼		「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分率を括弧書きで付記したもの
ほうろう引きの鋼	炭素含有率が十万分の十二以下のもの	ほうろう用鋼板
	その他のもの	普通鋼板

（三）　満水容量の表示に際しては、口頭部又は注ぎ口までの容量のうちいずれか少ない縁までの容量をリットル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五パーセント以内とすること。なお、縁までの容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定したものとする。また、測定は湯沸かしをよく洗浄した上で行う。

（四）　取扱い上の注意の表示に際しては、使用方法、使用後の手入れ方法又は保存方法について次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。

イ　空炊きをしない旨。

ロ　縁まで水等を満たした状態で使用しない旨。

ハ　取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨（該当しない場合は省略できる。）。

ニ　さびを防ぐために表面にラッカー等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨（該当しない場合は省略することができる。）。

ホ　スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨（ステンレス鋼製又はアルミニウム鋳物製のものを除く。）。

ヘ　強い衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷したりしない旨。

ト　ストーブの上で使用しない旨。

チ　使用後はよく洗って乾燥させる旨。

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（六）　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、下げ札又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

十五　魔法瓶（中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のものに限る。）

（一）　品名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる魔法瓶の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

魔法瓶の種類		用語
中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって、主として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの		ガラス製卓上用魔法瓶
		ガラス製卓上用まほうびん
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの		ステンレス製携帯用魔法瓶
		ステンレス製携帯用まほうびん
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの		ステンレス製卓上用魔法瓶
		ステンレス製卓上用まほうびん

（二）　実容量の表示に際しては、製品に付属の中栓をしたときの容量（以下「実容量」という。）をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その容量を表す数値のプラス・マイナス五パーセント以内とすること。

（三）　保温効力の表示に際しては、室温二十度プラス・マイナス二度において、二時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓を施したときの中栓の下端まで沸騰水を入れ、湯の温度が九十五度プラス・マイナス一度になったときに、その製品付属の中栓等をした後、卓上用魔法瓶については十時間、携帯用魔法瓶については六時間放置した場合におけるその湯の温度が表示以上となるように温度を表示し、その次に括弧書きでそれぞれ「十時間」、「六時間」と付記すること（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものを除く。）。

（四）　保冷効力の表示に際しては、室温二十度プラス・マイナス二度において、二時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓を施したときの中栓の下端まで四度の冷水（氷は含めないこと。）を入れ、水の温度が四度プラス・マイナス一度になったときに、その製品付属の中栓等をした後、六時間放置した場合におけるその水の温度が表示以下となるように温度を表示し、その次に括弧書きで「六時間」と付記すること（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る。）。